



福岡医発第 479 号 (地)

令和 4 年 5 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和 4 年 4 月 28 日付け保医発 0428 第 6 号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) 等の一部が改正され、令和 4 年 5 月 1 日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(令和 4 年 4 月 28 日付け保医発 0428 第 7 号) の 6 ページ及び 20～22 ページに掲載されている医療機器が区分 A 3 及び B 2 として保険適用されたことによるものです。(令和 4 年 5 月 16 日付け福岡医発第 478 号 (地) をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 7 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載が予定されております。

(添付資料)

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(令 4. 4. 28 保医発 0428 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 定められた留意事項等に変更が伴う医療機器等
(日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 351 号（保険）
令和 4 年 5 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和4年4月28日付け保医発0428第6号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）等の一部が改正され、令和4年5月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和4年4月28日付け保医発0428第7号）の6ページ及び20～22ページに掲載されている医療機器が区分 A3及び B2として保険適用されたことによるものです。（令和4年5月12日付け日医発第350号（保険）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌7月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令4.4.28 保医発0428第6号 厚生労働省保険局医療課長）」
2. 定められた留意事項等に変更が伴う医療機器等
(日本医師会医療保険課)

保医発 0428 第 6 号
令和 4 年 4 月 28 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 長 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 174 号）が公布され、令和 4 年 5 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 5 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 - 2 (4) に次を加える。
 - オ 甲状腺癌における R E T 融合遺伝子検査
 - カ 甲状腺髄様癌における R E T 遺伝子変異検査

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯 77 点

ロ 小臼歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯 33 点

ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11 点
 - ロ 複雑なもの 29 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8 点
 - b 複雑なもの 22 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9 点
 - b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3 点
 - b 複雑なもの 8 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6 点
 - b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 964 点
- (2) 4 分の 3 冠 1,205 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 410 点
 - b 複雑なもの 759 点
 - ロ 5 分の 4 冠 955 点
 - ハ 全部金属冠 1,201 点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 279 点
 - b 複雑なもの 555 点
 - ロ 4 分の 3 冠 686 点
 - ハ 5 分の 4 冠 686 点
 - ニ 全部金属冠 860 点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー

a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	38 点
ロ	5 分の 4 冠	50 点
ハ	全部金属冠	61 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	29 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	35 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	35 点
ニ	全部金属冠	45 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	686 点
(2)	小臼歯	686 点
(3)	大臼歯	955 点
2	銀合金	
(1)	前歯	35 点
(2)	小臼歯	35 点
(3)	大臼歯	50 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	410 点
ロ	小臼歯・前歯	279 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	22 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,071 点
2	銀合金を用いた場合	99 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 438 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

3 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 2 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,383 点

ロ 小臼歯 1,042 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 831 点

ロ 小臼歯 1,042 点

ハ 大臼歯 1,383 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63 点

ロ 小臼歯 63 点

ハ 大臼歯 63 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1 床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,249 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,016 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,016 点
ロ 犬歯・小臼歯	780 点
ハ 前歯（切歯）	601 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,106 点
ロ 犬歯・小臼歯	865 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	759 点
ロ 犬歯・小臼歯	660 点
ハ 前歯（切歯）	612 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	599 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	463 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	306 点
(2) 犬歯・小臼歯	330 点
(3) 大臼歯	380 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	759 点
ロ 小臼歯・前歯	555 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	29 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,773 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 012(3)の②を次に改める。
 - ② 微細血管用
次のいずれにも該当すること。
 - ア 主として、血管内手術用カテーテル等と併用するものであること。
 - イ 外径が 0.018 インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が 0.018 インチより大きいが、複合ワイヤー機能（ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、先端部分に造影性を有するものをいう。）を有するものであること。
- 2 別表のⅡの 123(3)の③中の「発作性心房細動」を「発作性又は持続性心房細動」に改める。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる 遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医 薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして 薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療 機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合 に算定できる。 ア～エ (略) <u>オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査</u> <u>カ 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査</u> (5)～(15) (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる 遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医 薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして 薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療 機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合 に算定できる。 ア～エ (略) (新設) (新設) (5)～(15) (略)

D 0 0 5 ～ D 4 1 9 - 2 (略)	D 0 0 5 ～ D 4 1 9 - 2 (略)
第 4 部 ～ 第 13 部 (略)	第 4 部 ～ 第 13 部 (略)
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>964 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>1,205 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>410 点</u> b 複雑なもの <u>759 点</u>	(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76 点 ロ 小臼歯・前歯 47 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 898 点 (2) 4 分の 3 冠 1,123 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 379 点 b 複雑なもの 700 点

ロ 5分の4冠	955 点	ロ 5分の4冠	881 点
ハ 全部金属冠	1,201 点	ハ 全部金属冠	1,108 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	279 点	a 単純なもの	258 点
b 複雑なもの	555 点	b 複雑なもの	512 点
ロ 4分の3冠	686 点	ロ 4分の3冠	633 点
ハ 5分の4冠	686 点	ハ 5分の4冠	633 点
ニ 全部金属冠	860 点	ニ 全部金属冠	794 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	22 点	a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	38 点	b 複雑なもの	38 点
ロ 5分の4冠	50 点	ロ 5分の4冠	49 点
ハ 全部金属冠	61 点	ハ 全部金属冠	61 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14 点	a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	29 点	b 複雑なもの	28 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点
ニ 全部金属冠	45 点	ニ 全部金属冠	44 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	686 点	(1) 前歯	633 点
(2) 小臼歯	686 点	(2) 小臼歯	633 点

(3) 大臼歯	955 点	(3) 大臼歯	881 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	35 点	(2) 小臼歯	35 点
(3) 大臼歯	50 点	(3) 大臼歯	49 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	410 点	イ 大臼歯	379 点
ロ 小臼歯・前歯	279 点	ロ 小臼歯・前歯	258 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,071 点	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	988 点
2 銀合金を用いた場合	99 点	2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点	M011-2 レジン前装チタン冠	66 点
M015～M016-3 (略)		M015～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,383 点	イ 大臼歯	1,276 点
ロ 小臼歯	1,042 点	ロ 小臼歯	961 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	831 点	イ 前歯	767 点
ロ 小臼歯	1,042 点	ロ 小臼歯	961 点
ハ 大臼歯	1,383 点	ハ 大臼歯	1,276 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>63 点</u>	イ 前歯	62 点
ロ 小臼歯	<u>63 点</u>	ロ 小臼歯	62 点
ハ 大臼歯	<u>63 点</u>	ハ 大臼歯	62 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,249 点</u>	イ 大・小臼歯	1,163 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,016 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	946 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,016 点</u>	イ 大臼歯	946 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>780 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	727 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>601 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	560 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,106 点</u>	イ 大・小臼歯	1,020 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>865 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	798 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>759 点</u>	イ 大臼歯	700 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>660 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	609 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>612 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	565 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>599 点</u>	(1) 双子鉤	559 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>463 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	432 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤	

に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>306 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>330 点</u> (3) 大臼歯 <u>380 点</u> 2 (略) M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき) 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) イ 大臼歯 <u>759 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>555 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 38 点 ロ 小臼歯・前歯 <u>29 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点 M023 バー (1 個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,773 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)	に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 282 点 (2) 犬歯・小臼歯 305 点 (3) 大臼歯 350 点 2 (略) M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき) 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) イ 大臼歯 700 点 ロ 小臼歯・前歯 512 点 (2) 銀合金 イ 大臼歯 38 点 ロ 小臼歯・前歯 28 点 (キーパー) 1 個につき 233 点 M023 バー (1 個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,636 点 (2) (略) 2 (略) M030 (略)
--	---

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～011 (略) 012 血管造影用ガイドワイヤー (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 次のいずれにも該当すること。 ア (略) イ 外径が 0.018 インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が 0.018 インチより大きいが、複合ワイヤー機能(ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、 <u>先端部分に造影性</u> を有するものをいう。)を有するものであること。 013～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①・② (略) ③ 熱アブレーション用・バルーン型	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～011 (略) 012 血管造影用ガイドワイヤー (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 次のいずれにも該当すること。 ア (略) イ 外径が 0.018 インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が 0.018 インチより大きいが、複合ワイヤー機能(ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、 <u>先端造影マーカー</u> を有するものをいう。)を有するものであること。 013～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①・② (略) ③ 熱アブレーション用・バルーン型

薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のバルーンカテーテルであること。 ④～⑧ (略) 124～216 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)	薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のバルーンカテーテルであること。 ④～⑧ (略) 124～216 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)
--	---

定められた留意事項等に変更が伴う医療機器等 (令和4年5月1日適用)

1. 体細胞遺伝子変異解析プログラム (抗悪性腫瘍薬適応判定用)

【販売名】 オンコマイン Dx Target Test マルチ CDx システム (ライフテクノロジーズジャパン株式会社)

〔決定区分〕

区分 A3 (特定包括・既存技術・変更あり)

〔対応する診療報酬項目〕

D004-2 悪性腫瘍組織検査

〔主な使用目的〕

- 本品は、下表の医薬品の適応判定の補助を目的として、対応する遺伝子変異等を検出する。

遺伝子変異等	がん種	関連する医薬品
BRAF 遺伝子 V600E 変異	非小細胞肺癌	ダブラフェニブメシル酸塩及びトラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物の併用投与
EGFR 遺伝子変異		ゲフィチニブ、エルロチニブ塩酸塩、アファチニブマレイン酸塩、オシメルチニブメシル酸塩
ALK 融合遺伝子		クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩
ROS1 融合遺伝子		クリゾチニブ、エヌトレクチニブ
<u>RET 融合遺伝子</u>	非小細胞肺癌 <u>甲状腺癌</u>	<u>セルペルカチニブ</u>
<u>RET 遺伝子変異</u>	<u>甲状腺髄様癌</u>	<u>セルペルカチニブ</u>

※下線部の適応拡大

<関連する告示・通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)の一部改正(令和4年4月28日付け保医発 0428 第6号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第3部検査 第1節検体検査料 第1款検体検査実施料を次のように改める。

(改正箇所下線部)

改正後	改正前
D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) ～ (3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～エ (略) <u>オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査</u> <u>カ 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査</u> (5) ～ (15) (略)	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) ～ (3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～エ (略) (新設) (新設) (5) ～ (15) (略)

(日本医師会医療保険課)